

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

令和5年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金不足額の比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔歳出(+算入地方債)－歳入(－解消可能資金不足額)〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【例：簡易水道事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{歳出（84,187千円）－歳入（85,627千円）＝▲1,440千円}}{\text{事業の規模（50,805千円）}} \times 100 = \text{▲2.8\%}$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R4年度 資金不足 (剰余)額 (千円)	R4年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	簡易水道事業特別会計	▲ 1,440	50,806	(▲ 2.8)	10,161
2	下水道事業等特別会計	▲ 17,644	13,191	(▲ 133.8)	2,638

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。